

# 通学バス標準時刻表

平成26年度

## ご利用にあたっての注意事項

- 児童・生徒の安全を最優先とするため、停留所以外での乗降はできません。
- 児童・生徒を優先するため、一般住民の方は乗車できない場合があります。
- 時刻表は、学校からの要請（学校行事等）により、予告なしに変更される場合があります。

※通学バスは原則として、土・日・祝日、学校休業日は運休です。

### ■岩原線

登校便	柳野	大砂子	大岩橋	大田口駅	おおとよ小学校	大豊町中学校
平常(周年)	7:31	7:32	7:33	7:47	8:05	8:10
夏季・冬季、学年末休業日	—	7:57	7:58	8:12	—	8:30
下校便	大豊町中学校	おおとよ小学校	大田口駅	柳野	大砂子	大岩橋
夏季(4月~9月)	16:30	16:35	16:53	17:05	17:06	17:07
	18:30	—	18:48	—	19:01	19:02
冬季(10月~3月)	16:20	16:25	16:43	16:55	16:56	16:57
	17:30	—	17:48	—	18:01	18:02
水曜日	—	15:15	15:33	15:45	—	15:47
夏季・冬季、学年末休業日	12:30	—	12:48	—	13:01	13:02

### ■天坪線

登校便	枯谷	馬瀬	戸手野	おおとよ小学校	大豊町中学校	
平常(周年)	7:40	7:44	7:47	8:00	8:05	—
夏季・冬季、学年末休業日	8:10	—	8:17	—	8:30	—
下校便	大豊町中学校	おおとよ小学校	小川	枯谷	馬瀬	戸手野
夏季(4月~9月)	16:30	16:35	16:40	16:43	16:46	16:49
	18:30	—	—	18:37	—	18:44
冬季(10月~3月)	16:20	16:25	16:30	16:33	16:36	16:39
	17:30	—	—	17:38	—	17:44
水曜日	—	15:15	15:20	—	15:26	15:29
夏季・冬季、学年末休業日	12:30	—	—	12:38	—	12:44

### ■穴内・川口線

登校便	川口	谷	穴内待合所	おおとよ小学校	大豊町中学校
平常(周年)	7:27	7:33	7:45	7:55	8:00
夏季・冬季、学年末休業日	8:02	8:08	8:20	—	8:30
下校便	大豊町中学校	おおとよ小学校	穴内待合所	谷	川口
夏季(4月~9月)	16:30	16:35	16:45	16:57	17:03
	18:30	—	18:40	18:52	18:58
冬季(10月~3月)	16:20	16:25	16:35	16:47	16:53
	17:30	—	17:40	17:52	17:58
水曜日	—	15:15	15:25	15:37	15:43
夏季・冬季、学年末休業日	12:30	—	12:40	12:52	12:58

### ■西峰線

登校便	落合	栗生	ゆとりすと交流センター	おおとよ小学校	大豊町中学校
平常(周年)	7:35	7:40	7:45	8:05	8:10
夏季・冬季、学年末休業日	8:00	—	8:10	—	8:30
下校便	大豊町中学校	おおとよ小学校	ゆとりすと交流センター	栗生	落合
夏季(4月~9月)	16:30	16:35	16:55	17:00	17:05
	18:30	—	18:50	—	19:00
冬季(10月~3月)	16:20	16:25	16:45	16:50	16:55
	17:30	—	17:50	—	18:00
水曜日	—	15:15	15:35	15:40	—
夏季・冬季、学年末休業日	12:30	—	12:50	—	13:00



# 役場からのお知らせ

電話  
役場 72-0450  
ふれあいセンター 73-0811  
農業センター 73-0978

## ふれあいセンター回数券の払い戻し

総合ふれあいセンタークアハウスのお返し券をお持ちの方は、総合ふれあいセンター窓口または役場本庁まで回数券をご持参のうえ、申請書等(使用料返還申請書・口座振込申出書)に必要事項をご記入いただければ、後日回数券の返還金を振り込みいたします。

また、来庁することが困難な方は、ご連絡をいただければ申請書等を郵送いたします。

問い合わせ先：窓口センター



## 家具転倒対策事業費補助金

南海トラフ地震発生時における家具の転倒等による被害を軽減するために、高齢者等の自らは対策の実施が困難な世帯に対して、金具等の取り付け作業費および金具等の購入費を補助する事業です。

【対象世帯】

- ① 満65歳以上の高齢者のみで構成された世帯
- ② 身体障害者手帳の交付を受けた者が属する世帯
- ③ 療育手帳の交付を受けた者が属する世帯
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯
- ⑤ 要支援、要介護認定を受けた者が属する世帯
- ⑥ 母子世帯
- ⑦ その他町長が特に認める世帯



## 問い合わせ先：総務課庶務班防災担当

## 軽自動車税の納期限は4月30日です

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課せられます。納税通知書が届きましたら、納期限までに納めてください。

なお、身体障害者の方で、自動車の買い替えや新しく購入された場合は、減免申請することで、減免を受けることができますので、4月23日(水)までに手続きをしてください。

## 個人住民税の公的年金からの特別徴収について

4月1日現在、老齢等年金給付を受けている65歳以上で、個人住民税を納税する義務のある方は、個人住民税が公的年金から天引きされます(特別徴収)。

【特別徴収の対象となる方】

4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る個人住民税の納税義務のある方が対象となります。

【特別徴収の対象となる税額】

すべての公的年金等に係る所得額に応じた税額が特別徴収の対象となり、老齢基礎年金または老齢年金、退職年金から特別徴収されます。

なお、給与等その他の所得に係る税額は、年金から特別徴収されません。給与所得や事業所得などの金額から計算した個人住民税については、これまでどおり給与から特別徴収または納付書により納めていただくこととなります。

### 【実施時期】

- 前年度から特別徴収の対象となっている方
  - 4月、6月、8月の年金から、2月に徴収された額と同額を徴収(仮徴収)。
  - 10月、12月、2月の年金から、年税額の残りを1/3ずつ徴収。
- 新たに対象となった方
  - 6月、8月の年金から、年税額の1/4を普通徴収により納税。
  - 10月、12月、2月の年金から、年税額の残りを1/6ずつ徴収。

## 土地と家屋の価格などが縦覧できます

土地や家屋に係る固定資産税の納税者は、その価格などを記した帳簿を縦覧することができます。

【縦覧期間】 4月1日(火)～5月30日(金)

※土・日・祝日を除く

【縦覧場所】 本庁1階(住民課税務班)

以上問い合わせ先：住民課税務班

## 「日常生活圏域ニーズ調査」にご協力お願いします!

大豊町では、平成26年度中に、平成27年度から29年度を計画年度とした「第6期介護保険事業計画」を策定します。

この計画を策定するに当たって、高齢者の生活実態や、今後必要な支援および介護サービスの利用見込みなどを把握するため、「日常生活圏域ニーズ調査」を実施します。

【対象者】 65歳以上の方

【調査時期】 4月